徳島県公安委員会規則第6号

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和4年5月10日

徳島県公安委員会委員長 齋 藤 恒 範

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(徳島県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 徳島県道路交通法施行細則(昭和47年徳島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の2」を「第27条」に改める。

第19条の2第1項中第14号を第15号とし,第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ,第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第91条の2第1項に規定する免許の条件の付与及び変更の申請 運転免許課 長

第19条の2第2項中「,第6号,第7号,第9号から第11号まで及び第13号」を「(条件の付与の申請に限る。),第4号,第7号,第8号,第10号から第12号まで及び第14号」に改める。

第22条及び第23条を次のように改める。

(再試験の受験期間の特例)

- 第22条 令第37条の4第7号の規定によるやむを得ないと認める事情は,次に掲げるとおりとする。
 - (1) 再試験移送の手続が遅れたため,本人が現住所地において再試験を受けることができる期間が短くなった場合
 - (2) 聴聞等行政処分上の手続等により,再試験が行い得ない場合
 - (3) 突発的な事案のために公安委員会が再試験を実施することができない場合 (若年運転者講習の受講期間の特例)
- 第23条 令第37条の11第7号の規定によるやむを得ないと認める事情は,次に掲げるとおりとする。
 - (1) 若年運転者講習移送の手続が遅れたため,本人が現住所地において若年運転者講習を受けることができる期間が短くなった場合
 - (2) 聴聞等行政処分上の手続等により,若年運転者講習が行い得ない場合
 - (3) 突発的な事案のために指定講習機関が若年運転者講習を実施することができない場合

第26条第4項を次のように改める。

4 法第102条第4項に規定する診断書の提出命令は,別記様式第14号の8の診断書提 出命令書によって行う。

第26条に次の1項を加える。

5 法第102条第1項から第3項までの規定に係る同条第6項に規定する臨時適性検査 の通知及び同条第1項から第3項までに規定する診断書の提出命令は,本部長が別に 定めるところにより行う。

第26条の2中「別記様式第14号の8の通知書」を「別記様式第14号の9の運転免許の効力停止処分解除通知書」に改める。

第27条の2を削る。

第28条第1項第1号コ中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に、「別記様式第15号の15の自転車運転者講習申出書」を「別記様式第15号の16の自転車運転者講習受講申出書」に改め、同号コを同号サとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 法第108条の2第1項第14号に規定する講習の受講は,別記様式第15号の15の 若年運転者講習受講申出書を提出して行うものとする。

第28条第1項第3号ア中「別記様式第15号の16」を「別記様式第15号の17」に改め、同号イ中「別記様式第15号の17」を「別記様式第15号の18」に改める。

第28条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 令第37条の6第2号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習であって, 法第97条の2第1項第3号ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものの受 講は,別記様式第16号の特定任意講習受講申出書を提出して行うものとする。
- 3 令第37条の6の2第1号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習であって,法第97条の2第1項第3号イの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものの受講は,別記様式第16号の2の特定任意高齢者講習受講申出書を提出して行うものとする。

第29条中「第41条の2第7号」を「第41条の2に規定する令第37条の11第7号」に改める。

別記様式第12号を次のように改める。

別記様式第12号 削除

別記様式第14号の2中備考を削る。

別記様式第14号の3中備考を削る。

別記様式第14号の4の備考を次のように改める。

備考 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは,運転免許を受けた方から適性検査を受けたい旨の申出があり,その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合のことです。

別記様式第14号の8を別記様式第14号の9とし,別記様式第14号の7の次に次の1様式を加える。

万	引記様式	第14号() 8 (第26	0余图1	杀)										
				診	断	書	提	出	命	令	書				
												年	月		日
	住	所					殿								
												徳島県名	公安委	員会[印
			9102条第4				•					通法施行规	規則第2	29条の	3第
	4項に	規定する	5要件を清	あたす[医師(の診断	所書の)提出	と命	iじま	す。		取消	し又は	は効力
		, この命	令に違反	して,	診断	書を	提出	しなし	/\場:	合は、	, 運車	法免許の	効	力	σ
	の停止 停 止	の処分を	を受けるこ	ととか	なりま	ます。									
	診断る	書の提と 理	出を命ず 由												
	診断	書の提	出期限												
	その	他必要	な事項												
	備		考												

- 備考 診断書を提出しない場合の運転免許の「取消し又は効力の停止」については、 やむを得ない理由なく診断書を提出しなかったと認められる場合には、「効力の 停止」の処分を受け、その他の場合には「取消し」の処分を受けることとなるこ とを意味します。
 - 2 道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件とは,主治医が作成し, 処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載さ れているものであることです。

別記様式第15号の13を次のように改める。

		高齢者講習受講申出書	
1	徳島県公安委員	会殿	年 月 日
ì	道路交通法第108	住所 受講者 氏名 3条の 2 第 1 項第12号に規定する講習	きを受講します。
	受講日		
	受講場所		
受講者		☑対応免許を受けている者 ☑検査対象者を除く。)	1 実車指導を伴う講習
X	34 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		2
分		■対応免許以外の運転免許のみを ○者及び運転技能検査対象者	実車指導を伴わない講習
	手 数 料		

- 備考1 受講者区分欄の普通自動車対応免許とは、道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許をいう。
 - 2 受講者区分欄の運転技能検査対象者とは、道路交通法施行令第34条の3第4項 又は第37条の6の3の基準に該当する者をいう。

別記様式第15号の17中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」 に改め,同様式を別記様式第15号の18とする。

別記様式第15号の16中「様式第15号の16」を「別記様式第15号の17」に改め,同様式 を別記様式第15号の17とする。

別記様式第15号の15中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」 に改め,同様式を別記様式第15号の16とする。

別記様式第15号の14の次に次の1様式を加える。

					老	告年運 転	云者講習	受講申出書			年	月	日
	徳	島県	公安	委員会	殿						Т	, ,	Н
								住所					
								申出者					
	2苦口	攻六	2名(十)	笠100タ <i>の</i>	、 つ 笠 ・	1 1古年4	₄므.(=±	氏名 『字するギケ》	军起李	ローシナラ	トフ≐#3	ほかほん	t⊓ <i>★</i> .
Ę				第100余0 受講します		Ⅰ以毎Ⅰ	45に別	見定する若年	里拟白	ICX) 9	の神	当い地	шŒ
	<u> </u>		- / -		. 0								
受	i	冓	日		年	月	日	及び	年	月	日		
受	講	時	間	9 時間									
受	講	場	所	徳島県名	公安委	員会指	定講習	幾関					
手	数	料	欄										

別記様式第16号中「道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習(特定任意講習)を受講します。」を「道路交通法第108条の2第2項に規定する講習(道路交通法第97条の2第1項第3号ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習)を受講します。」に改める。

別記様式第16号の2を次のように改める。

166依以第105072(第20末期於)									
	特定任意高齢者講習受講申出書								
:	徳島県公安委員:	会 殿		年	月	日			
		住 受講者 氏	所名						
	道路交通法第108条の2第2項に規定する講習(道路交通法第97条の2第1項第3号イの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習)を受講します。								
	受講日								
	受講場所								
					1				
受講者		対応免許を受けている者 検査対象者を除く。)		実車指導	を伴う	講習			
区分					2				
分		対応免許以外の運転免許のみを 者及び運転技能検査対象者	実	車指導を何	伴わない	八講習			
	手 数 料								

- 備考1 受講者区分欄の普通自動車対応免許とは、道路交通法第71条の5第3項に規定 する普通自動車対応免許をいう。
 - 2 受講者区分欄の運転技能検査対象者とは、道路交通法施行令第34条の3第4項 又は第37条の6の3の基準に該当する者をいう。

(指定講習機関の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 指定講習機関の指定等に関する規則(平成2年徳島県公安委員会規則第4号)の 一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は第8条」を「,第8条又は第8条の2」に改め,同条第2号を次のように改める。

(2) 法第99条第1項の規定による指定自動車教習所(以下「教習所」という。)を指定するときは,教習水準が高く,かつ,法第108条の2第1項第2号,第10号及び第14号に掲げる講習(以下「特定講習」という。)を効果的に行うことができると認められる教習所であること。

第3条第1項中「第2条」を「第2条第2項」に改める。

第4条中「(別記様式第2号)」を削る。

第12条第1項中「第14条」を「第14条第1項」に改める。

第16条中「第12条に規定する」を「第12条第1項に規定する帳簿として」に改める。 別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第二号 削除

別記様式第13号中「初心運転者」を 「初心運転者 に改める。 若年運転者」

(道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部改正)

第3条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施 に関する規則(平成6年徳島県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

本則中「調書」の次に「,道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)に規定する文書」を加える。

本則の表規則第7条の項中「規則第7条」を「令第39条第1項」に,「別記様式第3 「別記様式第3号

号」を 別記様式第3号の2 に改める。

別記様式第3号の3」

別記様式第3号の次に次の2様式を加える。

第 号 年 月 日

意見の聴取通知書

住 所

殿

徳島県公安委員会

道路交通法第104条の2の2第6項において準用する同法第104条第1項の規定に基づき,あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記により行うので出頭されるよう通知します。

意見の聴取期日	
意見の聴取場所	
処分をしよう	
とする理由	

- 備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは,意見の聴取を行わないで処分をします。
 - 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは,代理人1人を選任し,意見の聴取の期日までに,代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
 - 3 あなた又はあなたの代理人は,意見の聴取において,事案について意見を述べ,かつ,有利な証拠を提出することができます。

第 号 年 月 日

意見の聴取通知書

住 所

殿

徳島県公安委員会

道路交通法第104条の2の4第6項において準用する同法第104条第1項の規定に基づき,あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記により行うので出頭されるよう通知します。

意見の聴取期日	
意見の聴取場所	
処分をしよう	
とする理由	

- 備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは,意見の聴取を行わないで処分をします。
 - 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは,代理人1人を選任し,意見の聴取の期日までに,代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
 - 3 あなた又はあなたの代理人は,意見の聴取において,事案について意見を述べ,かつ,有利な証拠を提出することができます。

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第4条 認知機能検査の実施に関する規則(平成21年徳島県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

	認知	機能検査	受検申	出書			
					年	月	日
徳島県公	安委員会 殿						
		受検者	住所氏名				
					年	月	日生
道路交通	法第97条の 2 第 1 項第 3	号イに規	見定する	認知機	能検査る	を受検し	ます。
受検日		年		月	日		
受検場所							
手 数 料							

(認知機能検査員に係る講習等に関する規則の一部改正)

第5条 認知機能検査員に係る講習等に関する規則(平成22年徳島県公安委員会規則第5 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号口」に改める。

第4条第1項第3号中「3時間」を「2時間30分」に改める。

(チャレンジ講習の実施に関する規則の廃止)

第6条 チャレンジ講習の実施に関する規則(平成14年徳島県公安委員会規則第9号)は ,廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は,令和4年5月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則(次項及び第4項において「改正前の道交法施行細則」という。)別記様式第15号の13による高齢者講習受講申出書,別記様式第16号による特定任意講習受講申出書及び別記様式第16号の2による特定任意高齢者講習受講申出書,指定講習機関の指定等に関する規則(次項において「改正前の指定講習機関規則」という。)別記様式第13号による講習通知手数料納付書並びに認知機能検査の実施に関する規則(次項において「改正前の認知機能検査規則」という。)別記様式による認知機能検査受検申出書は、それぞれこの規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則(次項において「改正後の道交法施行細則」という。),指定講習機関の指定等に関する規則及び認知機能検査の実施に関する規則(次項において「改正後の道交法施行細則」という。),指定講習機関の指定等に関する規則及び認知機能検査の実施に関する規則(次項において「改正後の道交法施行細則等」と総称する。)に規定する様式による書面とみなし、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の道交法施行細則の規定によりなされた講習の受講の申出,改正前の指定講習機関規則の規定によりなされた手数料の納付及び改正前の認知機能検査規則の規定によりなされた認知機能検査の受検の申出は,改正後の道交法施行細則等の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている改正前の道交法施行細則別記様式第15号の16 による安全運転管理者等講習終了証書及び別記様式第15号の17による自転車運転者講習 終了証書は,それぞれ改正後の道交法施行細則別記様式第15号の17による安全運転管理 者等講習終了証書及び別記様式第15号の18による自転車運転者講習終了証書とみなす。